

見守り 新鮮情報

テレビショッピングで「1週間以内
返品可能」と言っていたマッサージ
チェアを購入した。うまく使えないため
返品を申し出たが「**通電**した商品は
返品できない。テレビ画面でも

表示している」と言われた。
番組を録画していたので
確認したところ、
最後に**小さな文字**
で**表示**されていたが、
気付かなかった。
使用しないと使い
心地は分からない。
返品したい。

(70歳代 女性)



テレビショッピング 返品条件をよく確認！

ひとこと助言

注文時に
よく確認



見守るくん

- テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。
- 番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。
- テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリー**や**金貨**はないか」と

男性に**せかされ**、

慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪などの**貴金属**を出した。

すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を**持ち帰られた**。

貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

不用品買い取りの**はずが** 貴金属を**買い取られた!**

ひとこと助言

売らないモノは
見せない!



見守るくん

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

スマホの**通信費**が前月より2万円ほど**高かった**ので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたと判明した。

数カ月前に「**荷物**を預かっている」という**SMS**が届き、**URL**をタップした。そのときに不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。
(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで

ひとこと助言

真偽を確認！



見守るくん

- 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。
- SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページ等で、宅配便業者の正式なサービスか調べ、真偽を確認しましょう。
- URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。また、IDやパスワード、暗証番号等の個人情報を入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

消費者トラブルにご注意！！

強引な住宅リフォームの勧誘に注意

❖ 「自宅を訪問した事業者に、外壁塗装工事を強引に勧められ、断り切れず契約をしたが、解約したい」という相談。

⇒ 不要であれば、あいまいな言い方をせず、きっぱり断りましょう。工事を検討している場合は、事業者から契約をせかされても、急いで契約せず、複数の事業者から見積もりを取って比較するなど、慎重に検討しましょう。なお、訪問販売や電話勧誘の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフで契約解除ができます。

排水管の点検や洗浄の勧誘に注意

❖ 「自宅に『無料で排水管の点検をする』と事業者が来た。点検後『詰まっている。早く洗浄した方がいい』と言われて契約したが、解約したい」という相談。

⇒ 「無料で点検する」と勧誘してくる事業者には簡単に応じないようにしましょう。点検を依頼する際は、結果をきちんと確認し、事業者の説明をうのみにしないことが重要です。洗浄が不要であれば、きっぱり断りましょう。広告を見て洗浄を依頼する場合は、料金の条件や内容を慎重に確認しましょう。

実在する事業者をかたる架空請求メール

❖ 「大手通信事業者をかたり『サイト利用料が未払いである』というSMSが届いた。電話で内容を問い合わせたが、心当たりがない」という相談。

⇒ これは、電話番号あてに無差別に送られた架空請求メールと思われます。心当たりがなければ、連絡せず無視しましょう。相手に連絡すると、やり取りの中で自分の情報を知られ、さらに金銭を請求されるおそれがあります。架空請求かどうか分からない時や不安に感じた時は、消費生活センターにご相談ください。

国民生活センターのホームページ(高齢者の消費者被害)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/koureisha.html

「国民生活センター」> 「注目情報」> 「テーマ別特集」> 「高齢者の消費者被害」



消費生活相談窓口



香川県消費生活センター	東讃県民センター	0879-42-1200
相談専門 087-833-0999	小豆県民センター	0879-62-2269
ヤミ金融専用 087-834-0008	中讃県民センター	0877-62-9600
香川県警察相談専用電話 #9110	西讃県民センター	0875-25-5135
又は 087-831-0110	高松市消費生活センター	087-839-2066